

お知らせ

パート II

凡例 随日時 随会場 随内容 随対象 随定員 随参加費 随申し込み 随問い合わせ HP ホームページ メールアドレス 他そのほか 随携帯電話

福祉

児童クラブの短期入所

市内の児童クラブでは、小学校の夏休み期間(7月22日(火)～8月31日(日))に入所を希望する児童を受け入れます。

なお、一部の児童クラブについては、定員に達しているため、ほかの児童クラブをご利用ください(詳しくは左表参照)。

市内の小学校に就学中で、夫婦共働きなどのため、保護者など、ほかに監護する人がいない家庭の児童。または、保護者や家族が疾病などのため、家庭で適切な監護を受けられない児童。

●開所時間：午前8時～午後7時(夏休みなどの長期休業日)。
●休所日：日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日。
●保育料：日額1,000円

●学童クラブ一覧●

名称	所在地および電話番号	入所※3
木川学童クラブ	木川二丁目6番地 ☎④ 8592	若干名
原山学童クラブ	原山三丁目4番地 ☎④ 3966	可
木下学童クラブ	木下1475番地1 ☎④ 0061	若干名
小倉台学童クラブ	小倉台二丁目3番地 ☎④ 6031	不可
小倉台第2学童クラブ	小倉台二丁目3番地 ☎④ 6031	不可
西の原学童クラブ	西の原三丁目14番地 ☎④ 1395	不可
高花学童クラブ	高花二丁目4番地 ☎④ 1147	可
内野学童クラブ	内野一丁目1番地 ☎④ 5671	可
内野第2学童クラブ	内野一丁目3番地 ☎④ 7122	可
大森学童クラブ	大森3313番地1 ☎④ 5814	若干名
原学童クラブ	原三丁目5番地 ☎④ 6220	不可
原第2学童クラブ	原三丁目5番地 ☎④ 7210	不可
いには野学童クラブ	若萩三丁目9番地 ☎⑨ 1198	若干名
平賀学童クラブ	平賀1161番地2 ☎⑨ 3501	可
滝野学童クラブ	滝野五丁目1番地 ☎⑨ 2019	若干名
永治学童クラブ	浦部548番地3 ☎④ 8071	可
本笠第一学童クラブ	中根1281番地2 ☎⑨ 1020	可
小林学童クラブ※1	小林北五丁目12番地1 ☎⑩ 8677	直接電話
小林第2学童クラブ※1	小林2441番地2 ☎⑨ 6261	小林学童に直接電話
六合学童クラブ※1	小林2441番地2 ☎⑨ 6261	直接電話
しおん学童クラブ※2	松崎517番地5 ☎④ 3928	直接電話

※1 指定管理者により管理運営。※2 NPO 法人しおんの家が運営。
※3 入所は、夏休みに限る。

(上限あり)。

●6月30日(消印有効)までに、次の①②を左記まで郵送、または保育課、印旛支所・本笠支所まで持参(小林、小林第2、六合しおん学童クラブを希望する場合は、直接各学童クラブへ申し込み)。

- ①学童クラブ入所許可申請書。
- ②保護者の就労証明書、または、日中、家庭にいないことを証明できる書類。

※先着順ではありません。
※書類は、保育課、印旛支所、本笠支所、各学童クラブで配布。また、市のホームページからもダウンロード可。

●保育課管理班(〒270-1396 印西市大森2364-2・☎内線224・225)。

児童手当(特例給付) 現況届の提出は今月中に

児童手当を受給している人に、

現況届に関する書類を5月30日に郵送しました。

現況届は、6月1日(日)現在の状況について提出してもらい、引き続き児童手当を受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

この届け出がないと、6月以降の手当の支給を受けることができなくなるので、6月30日(日)までに必ず左記まで提出してください(郵送可・添付書類を同封)。

●平成26年6月から平成27年5月までの手当額は平成25年中の所得額で判定します。
●所得制限超過の世帯の場合、月額一人5,000円の特例給付となります。
●公務員は勤務先からの支給になるので、職場へご確認ください。

●6月定期払いの支払通知を6月上旬に郵送します。(対象者の振込予定日は6月10日(火))。
●子育て支援課児童家庭班(☎内線245・248)。

離職によって住居を喪失 またはそのおそれのある人へ

離職者であって就労能力および就労意欲のある人のうち、住宅を失っている人、または失うおそれのある人を対象として、原則3カ月間(最長9カ月間)、賃貸住宅などの家賃として住宅支援給付を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。

●【住宅支援給付支給の対象者】 次の①～⑨の要件に該当する人。
①離職後2年以内であること。
②65歳未満であること。
③離職前に、自らの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していたこと。

④就労能力および常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行うこと。または、行っていること。
⑤住宅を喪失していること。または、失うおそれのあること。
⑥申請を行った月における申請者および申請者と生計を一同する同居の親族の収入の合計額が次の金額であること。
●単身世帯：84,000円。
●複数世帯：172,000円。

⑦申請者および申請者と生計を一同する同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること。
●単身世帯：50万円。
●複数世帯：100万円。
⑧雇用施策による給付などおよび地方自治体などが実施する住居など困窮離職者に対する類似の給付。または、貸付け申請を行う人、および申請を行う人と生計を一同する同居の親族が受けていないこと。

⑨申請者および申請者と生計を一同する同居の親族のいずれもが暴力団員でないこと。
●住宅支援給付支給を希望される人は左記まで。
※詳しくは左記まで。
●社会福祉課保護班(☎内線251)。

心の整理術のご案内

市では発達障がいや、精神障がいを持つ人のご家族を対象にソーシャルスキルトレーニング(ペアレントトレーニングも含む)を実施します。

●6月17日(火)、7月15日(火)、8月19日(火)・いずれも午前9時30分～11時30分。
●中央駅前地域交流館(中央南)。
●講師：土屋徹氏(Office 夢風舎フリーランスナース&ソーシャルワーカー)。

福祉カーを貸し出し

市内に居住する高齢者やその家族に、リフト付きワゴン車を無料(ガソリン代は実費負担)で貸し出します。
●運転手の手配は個人で行ってください。また、利用前には、必ず左記窓口で利用状況をお問い合わせください。
※詳しくは左記まで。
●介護福祉課生きがい支援班(☎内線271)。

家族介護者教室

介護の知識や技術について学ぶための家族介護者教室を行います。
●7月5日(土)・午後1時30分～3時30分。
●受け付け1時。
●印旛支所3階(美瀬)。
●移動や移乗の介助や福祉用具について、講義と実習で学びます(3月実施の教室と同じ内容です)。

●介護をしている家族または介護に関心がある人。
●25人。
●費用無料。
●6月13日(金)までに電話で左記まで(先着順)。
●介護福祉課印旛地域包括支援センター(☎⑩ 1115)。

介護施設の居住費と食費の自己負担額を減額

介護施設入所後にかかる居住(滞在)費や食費は、全額自己負担となっていますが、所得内容によっては自己負担額が軽減される制度があります(住民税非課税世帯に限る)。
●この負担軽減を受けるには申請が必要です。
●また、すでに自己負担限度額の減額認定を受けている人は、有効期限が6月30日(月)までに満了しているため、7月末までに更新の手続きを行ってください。
●該当者には、6月下旬までに通知します。届かない場合は左記までご連絡ください。

●サービスの種類(対象施設)：介護福祉施設サービス(特別養護老人ホーム)、介護保健施設サービス(老人保健施設)、介護療養施設サービス(療養型医療施設)における居住費と食費。または、これら三施設における短期入所生活介護、短期入所療養介護(ショートステイ)における滞在費と食費。
●【居住(滞在)費】：室料、光熱水費に相当する費用。
●【食費】：食材・調理コストに相当する費用。
●【通所サービス(デイサービス・デイケア)における食事負担は対象外。】
●介護福祉課介護保険班(☎内線279)。

介護事業等の運営を考える講座

要介護者の増加に伴い、地域に支えられた介護業務へのニーズが高まっています。この機会に施設などの経営を考えている人、施設で働きたいと考えている人、家族の介護の必要性を感じている人などを対象に、事業者から施設運営の現状などを伺います。
●6月21日(土)・午前10時～正午。
●市民活動支援センター(中央南)。
●講師：吉田充氏(NPO 法人わごころ理事長)、宇野眞理子氏(特別養護老人ホームひかり隣保館施設長)。
●20人。
●費用無料。
●6月17日(火)までに電話またはメールで左記まで。
●市民活動支援センター(☎④ 4500・☎⑩ shiencenter@ninos.ocn.ne.jp)。

●【共通】
●場八街市中央公民館。
●場午後1時30分～4時。
●お聞こえに関係なくどなたでも。
●必要約筆記(話し手の言葉を要約して書き、スクリーンに映す)で聞こえのサポートを実施。
●費用無料。
●不要。

●【談話会】
●6月15日(日)。
●場倉市中央公民館。
●【共通】
●場八街市中央公民館。
●場午後1時30分～4時。
●お聞こえに関係なくどなたでも。
●必要約筆記(話し手の言葉を要約して書き、スクリーンに映す)で聞こえのサポートを実施。
●費用無料。
●不要。

●【手話学習・懇談会】
●6月7日(土)。
●場倉市中央公民館。
●【共通】
●場八街市中央公民館。
●場午後1時30分～4時。
●お聞こえに関係なくどなたでも。
●必要約筆記(話し手の言葉を要約して書き、スクリーンに映す)で聞こえのサポートを実施。
●費用無料。
●不要。

●【手話学習・懇談会】
●6月7日(土)。
●場倉市中央公民館。
●【共通】
●場八街市中央公民館。
●場午後1時30分～4時。
●お聞こえに関係なくどなたでも。
●必要約筆記(話し手の言葉を要約して書き、スクリーンに映す)で聞こえのサポートを実施。
●費用無料。
●不要。

●【手話学習・懇談会】
●6月7日(土)。
●場倉市中央公民館。
●【共通】
●場八街市中央公民館。
●場午後1時30分～4時。
●お聞こえに関係なくどなたでも。
●必要約筆記(話し手の言葉を要約して書き、スクリーンに映す)で聞こえのサポートを実施。
●費用無料。
●不要。

●【手話学習・懇談会】
●6月7日(土)。
●場倉市中央公民館。
●【共通】
●場八街市中央公民館。
●場午後1時30分～4時。
●お聞こえに関係なくどなたでも。
●必要約筆記(話し手の言葉を要約して書き、スクリーンに映す)で聞こえのサポートを実施。
●費用無料。
●不要。

●【手話学習・懇談会】
●6月7日(土)。
●場倉市中央公民館。
●【共通】
●場八街市中央公民館。
●場午後1時30分～4時。
●お聞こえに関係なくどなたでも。
●必要約筆記(話し手の言葉を要約して書き、スクリーンに映す)で聞こえのサポートを実施。
●費用無料。
●不要。

●【手話学習・懇談会】
●6月7日(土)。
●場倉市中央公民館。
●【共通】
●場八街市中央公民館。
●場午後1時30分～4時。
●お聞こえに関係なくどなたでも。
●必要約筆記(話し手の言葉を要約して書き、スクリーンに映す)で聞こえのサポートを実施。
●費用無料。
●不要。

●【手話学習・懇談会】
●6月7日(土)。
●場倉市中央公民館。
●【共通】
●場八街市中央公民館。
●場午後1時30分～4時。
●お聞こえに関係なくどなたでも。
●必要約筆記(話し手の言葉を要約して書き、スクリーンに映す)で聞こえのサポートを実施。
●費用無料。
●不要。

●【手話学習・懇談会】
●6月7日(土)。
●場倉市中央公民館。
●【共通】
●場八街市中央公民館。
●場午後1時30分～4時。
●お聞こえに関係なくどなたでも。
●必要約筆記(話し手の言葉を要約して書き、スクリーンに映す)で聞こえのサポートを実施。
●費用無料。
●不要。

●【手話学習・懇談会】
●6月7日(土)。
●場倉市中央公民館。
●【共通】
●場八街市中央公民館。
●場午後1時30分～4時。
●お聞こえに関係なくどなたでも。
●必要約筆記(話し手の言葉を要約して書き、スクリーンに映す)で聞こえのサポートを実施。
●費用無料。
●不要。

●【手話学習・懇談会】
●6月7日(土)。
●場倉市中央公民館。
●【共通】
●場八街市中央公民館。
●場午後1時30分～4時。
●お聞こえに関係なくどなたでも。
●必要約筆記(話し手の言葉を要約して書き、スクリーンに映す)で聞こえのサポートを実施。
●費用無料。
●不要。

●【手話学習・懇談会】
●6月7日(土)。
●場倉市中央公民館。
●【共通】
●場八街市中央公民館。
●場午後1時30分～4時。
●お聞こえに関係なくどなたでも。
●必要約筆記(話し手の言葉を要約して書き、スクリーンに映す)で聞こえのサポートを実施。
●費用無料。
●不要。

●【手話学習・懇談会】
●6月7日(土)。
●場倉市中央公民館。
●【共通】
●場八街市中央公民館。
●場午後1時30分～4時。
●お聞こえに関係なくどなたでも。
●必要約筆記(話し手の言葉を要約して書き、スクリーンに映す)で聞こえのサポートを実施。
●費用無料。
●不要。